

令和5年1月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和5年1月16日 開会

令和5年1月16日 閉会

国見町農業委員会

令和5年1月

国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

徳江・塚野目地区担当 八巻信詞君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	実沢隆之君
農業委員会事務局係長	野村康宏君

1. 産業振興課

産業振興課長	佐藤智昭君
--------	-------

1. 議事日程

議事日程

令和5年1月16日（月曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者

4 会務報告

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

(2) その他

午後1時30分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。

改めまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、今年もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより、令和5年1月の国見町農業委員会定例総会を開会いたします。

1 会長挨拶

○事務局 渋谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございます。

それでは、今後の進行につきましては渋谷会長にお願いしたいと思いますので、会長、よろしくお願ひします。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） では、議事録署名をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 3番、佐藤武委員、10番、井砂秀明委員をお願いいたします。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会の欠席者はありません。

4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局、お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（2件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号47番の案件について現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、八巻信詞推進委員より、説明をお願いいたします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（八巻信詞君） 1月10日12時頃、現地を確認してまいりました。内容につきまして事務局説明のとおりでございます。特に問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

5番、佐久間委員。

○5番（佐久間久子君） ○○さんというのは学生の方ですよ。そんなに増やして大丈夫なんですか。これ新規ですよ。新規で借りるようになっているんですけども、今までも結構面積があるのにまた新規で借りて、学生と農家と、そんなに大丈夫なんですか。

○事務局 ○○さんについては、もうある程度、授業のほうはほとんど、もう単位取得がほとんど残っていないというところで、あとは農作業のほうに今のところはもう打ち込んで、あとは卒業後、農業に専念するというところで、その辺、本人のほうからも支障がないというところで話を伺っております。

○5番（佐久間久子君） 大丈夫なんですか。

○事務局 はい、大丈夫です。

○会長（渋谷福重君） 6番。

○6番（斎藤紀次君） 要するに実際、営農能力があるのかどうかということが、やはり一番心配なわけです。だから、もうちょっとその辺の説明というのは、世帯内、実際誰が従事して、どのような営農になっているんだということの説明をもうちょっとしてもらったほうがいいと思うんです。一人でやるわけじゃないでしょうから、実際どうなって、実際誰がどんなふうに関わっているんだという。

○事務局 本人、○○○○さんもそうなんですけれども、伺っているのは、ここでお手伝いいただける方いらっしゃるというところで、あとはお母さんのほうも農業をやっているというところでしたので、それは本人からお話は伺っておりまして、そこで支障ないというところで判断させていただいたところでございます。

○会長（渋谷福重君） 委員の方で、もし何か状況を知っているのであれば。もし何でもいいし、佐藤浩信委員がすぐ隣だから、状況が分かるのであれば。

○8番（佐藤浩信君） あのさ、はっきり言って、隣だけれども鉄のカーテンのあちら側なんてほとんど話は聞こえてこないの。

じゃ、いいですか。

○会長（渋谷福重君） もちろん。

○8番（佐藤浩信君） 町があれだけでこ入れしてやっているんだし、今は、何ていうの、一番理想的な農業の就農者というイメージで、町としても捉えているんだと思うので、それはそれでまず見てみると、それでいいんじゃないでしょうか。

この人のおじいさんの時代から4回ぐらいこういうことをやって、さんざんこけてきたので大体は想像はつくんですけども、以上です。

○会長（渋谷福重君） よろしいですか。

今までもそういうことでやってきたんでしょうから。

○8番（佐藤浩信君） いや、本当に何も聞こえてこないよ。話も何もしないから、周りと全然。

〔「1軒、2軒隣くらいかい」と呼ぶ者あり〕

○8番（佐藤浩信君） 斜めで、直線で100メートルあるなしなんだけれども、全然分からない。

○6番（斎藤紀次君） 町でそれをバックアップしているという話だったんだけれども。

○5番（佐久間久子君） 町で何をやっているか。

○6番（斎藤紀次君） どんな支援というか、普及所あたりもそれなりに重点的に指導しているというようなことなのか、その辺はやはりもうちょっと詳しく。

○会長（渋谷福重君） 今日はここに来ていないんだけれども、振興課長のほうにいろいろ指導されているのではないかと思います。すみません。

はい、どうぞ。

○産業振興課長（佐藤智昭君） すみません。私のほうから補足というか、分かる範囲内ですが、もともと〇〇君、おじいちゃんにずっと一緒になって作業をしていましたので、現場のほうでは問題はないのかなと思っています。

それから、町のほうとしても、国の支援ということにはなるんですが、今年度、令和4年度から国のほうで新規就農者に対して最高1,000万円の機械の4分の3を補助するという事業もございますので、大夢君については、令和5年度にその事業を使って機械を入れたいという話で、今、進めているようなところですので、あとは町のほうでも新規就農者の貸付けのほうも

今後進めていくということで、町のほうでも支援体制は構築しているようなところでございます。

以上です。

○会長（渋谷福重君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

ここで審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号7番、8番の案件について、10番、井砂秀明委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しては議案を分割して審議させていただきますので、ご了承を願います。

それでは、議案第2号で議事参与の制限に該当しない案件について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定（個人による所有権の移転の申出が1件、個人による貸借の申出が10件、農地中間管理機構の転貸の案件1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の議事参与に該当しない案件については国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号の受付番号7番、8番の案件について審議します。

10番、井砂秀明委員は退席をお願いいたします。

[10番 井砂秀明委員退室]

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出が1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の受付番号7番、8番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号7番、8番の案件については国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

10番、井砂秀明委員の退席を解きます。

[10番 井砂秀明委員入室]

○会長（渋谷福重君） 議事については終了とします。

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 続いて、その他に移ります。

続いて、(1)の次回以降の総会日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 【次回以降の総会日程について】

○会長（渋谷福重君） 何日がよろしいですか。

〔「15」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） ただいま15日という意見が出ています。

ほかにございませんか。

なければ15日でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） では、15日で決定いたします。

時間はいつものとおりでよろしいですか。1時半ということで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） では、15日の1時半でございませうというふうに決定いたします。

(2) その他

○会長（渋谷福重君） (2)番のその他に入ります。

産業振興課長から何かありましたらお願いいたします。

○産業振興課長（佐藤智昭君） すみません、産業振興課のほうから1点ご報告がございませう。

皆様のお手元に労働力確保に向けた研修会という1枚のチラシあるかと思いますが、こちらのご案内ということになります。

2月7日火曜日、午後1時30分から、観月台文化センターの大研修室で行われます。

内容としましては、福島農業求人サイト、みつかる農しごとというアプリソフトがあるんですが、こちらの説明を福島県農業協同組合中央会の佐々木さんにお越しをいただいて、お話しいただくというものでございませう。

具体的な中身につきましては、今、生産現場のほうで、やはり労働力不足が大変大きな課題になっているということで、多くの皆様からお話をいただいております。昨年、町のほうで開いたタウンミーティング、あるいは、町の議会のほうからもこのような趣旨の話がございまして、現場で不足をしている労働者の確保について、何か手だてはないかというようなお話をいただいておりますので、まずはこういった研修会を開催したいということのご案内でございませう。

います。

対象者につきましては、認定農業者の皆様へ通知を差し上げました。まずはこのソフトに仕事、来てほしいのまず登録をしない限り、仕事をしたいという人の募集が当然成り立たないという形になりますので、まずは人が欲しいという認定農業者の方々にしっかり説明をして、一人でも多くの皆さんに登録をしていただくことによって、求人を、いわゆる募集するわけですから、そこに対してどなたかが来てくれればということになります。

このサイトについては、今現在、国見町の方で、1名の方が利用はされていて、やはり何人か日替わりということもあるんですが、来てはいただいているという実績もございますので、少しでもこういったものがあるよということで、選択肢の一つとして多くの皆様にご紹介できればというふうに思っておりますので、ぜひともご出席いただければなということのご案内でございます。

それから、もう1点、資料のほうはないんですが、別途、1月22日日曜日、来週の日曜日になるんですが、こちら午後1時30分から、観月台文化センターの大研修室において、鳥獣被害対策の講習会、研修会のほうを開催を予定してございます。

こちらについては、山際の町内会で侵入防止柵を設置いただいているんですが、この侵入防止柵を設置している町内会の皆様を対象に、その侵入防止柵の有効的な維持管理、あるいはその設置、どういったところに設置するのが一番いいのかとかを含めたそういった侵入防止柵の維持管理の重要性について知見を有した専門家の方に来ていただいて、話をいただきたいというふうに考えてございますので、もし、農業委員の皆さんでお時間があればご参加をいただければありがたいと思っております。

改めて鳥獣被害のほうは、1月22日日曜日の午後1時30分から文化センターの大研修室ということになりますので、以上、2点になります。よろしく願いいたします。

○会長（渋谷福重君） すみません、今の件けれども、これはある程度の人には通知を出しているのですか。

○産業振興課長（佐藤智昭君） 前段のこの労働力確保に向けた研修会については、認定農業者の皆さんに郵便でお送りをしています。それから鳥獣被害対策の研修会については、1月上旬に該当する町内会に回覧文書で周知のほうをさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 分かりました。

次、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

○事務局 すみません、私のほうから、別冊の資料で、〇〇〇〇にかかる農地法第5条第1項にかかる許可案件について、経過のほうを報告させていただきたいと思います。

先月の12月9日金曜日に、午後1時半から現地を確認していただきまして、臨時会を開催しまして、資料の1ページのところに、農業委員会としまして3点、指導事項ということで〇〇〇〇に指導したところがございます。

その結果、次の2ページ、3ページを見ていただきたいと思うんですけれども、12月14日に改善計画書ということで、〇〇〇〇から回答がございまして、まず、1番、囲い周囲ののり面に貼り芝をしていないことについては、今後、貼り芝をするということで、回答をいただいております。

次、2番、排水は雨水のみでありますけれども、敷地の塗装を透水性アスファルトとして、四方排水溝を施し、流末部には沈殿槽を設置し、農業用排水施設に支障を及ぼさないように管理していない点については、今後、通路部分、幅3メートル程度を透水性アスファルトとして、四方排水溝、沈殿槽につきましても、施工するという回答をいただいております。

3番、囲い、スチールパネルを埋め込みしていない点については、先月にその隙間については、碎石でふさぎまして、取りあえずそれで隙間を埋めているので改善させていただいたというような回答でございました。

4番、囲い、スチールパネルの内側に、排水溝、30センチメートルのグレーチングをかけていなかった点については、今後、グレーチングをかけるということで回答をいただいております。

5番、排水溝に土砂が堆積している点については、町のシルバー人材センターにも依頼をして、回収作業を行うことで回答をいただいております。

6番、工事が完了していないのに、燃料を搬入している点につきましては、また、搬入した燃料の移動先につきましては、検討中なのでまだ見つかっていないというのが現状ですというような回答をいただいております。今後、風対策として、ネットで覆うことで、ある程度飛散防止を図りたいということで回答をいただいております。これについては、昨年12月29日に、ブルーシート剥がしまして、全てネットで、フラフ燃料については覆って、あとおもり、土のうとかをかけて飛散しないような対策をしているところでございます。

次、4ページをご覧ください。

12月16日付で、福島県県北農林事務所長より〇〇〇〇に対しまして、農地転用に関する工事完了報告についての通知が出されました。

内容につきましては、令和3年12月10日付福島県指令北農林3430号で許可されました農地転用について、令和4年11月28日付で工事完了報告書が提出されましたが、現地調査の結果、事業計画のとおり実施されていないことが判明したため、その理由、また、今後の計画を詳細に記入の上、報告してくださいとのことでした。

また、5ページをご覧ください。

同日付で、福島県北農林事務所長より町農業委員会会長に対しまして、通知を〇〇〇〇に交付の上、その理由を速やかに報告するよう指導依頼の通知がございました。

また、6ページをご覧ください。

同日付で、福島県北農林事務所企画部指導調整課長より、表記の事項7点に対しまして、必ず詳細を記載させるよう文書を転用事業者へ渡す際に指導を行うようにとの通知を行うようにとの通知をいただいたところでございます。

これを受けまして、7ページをご覧いただきたいと思うんですけれども、12月19日付で、町農業委員会会長名で〇〇〇〇に対して、令和5年1月10日までに町農業委員会事務局へ提出していただくよう通知を出しまして、1月10日に別添のとおり8ページから11ページになるんですけれども、回答を提出していただきました。

その回答内容につきましては、1月12日付で福島県北農林事務所長に郵送したところでございます。県のほうからまた回答内容が行って指導があると思いますので、また、指導があった段階でご報告させていただきたいと思うんですけれども、その回答内容一応ご報告させていただきたいと思います。

10ページをご覧ください。

当初計画の立案した業者から実際に工事を行った業者へ図面等が引継ぎを行われなかった理由について、当初は計画立案した〇〇〇〇、これ郡山の業者なんですけれども、こちらが工事を受注する予定でありましたが、〇〇〇〇側に人手不足などの諸事情があり、〇〇〇〇、これは群馬県の業者になるんですけれども、〇〇〇〇に変更することとなった。その際、〇〇〇〇と〇〇〇〇の間で連絡を取り合い工事内容の引継ぎを行うと指示していたが、全く引継ぎが行われておらず、〇〇〇〇には利用計画の図面も渡されていなかったことにより農地転用申請時の事業計画にそぐわない工事となってしまった。

2番、転用事業者の工事監理状況ですけれども、工事を請け負った〇〇〇〇が、工事について現地施工監理者を設置し工事を行っていたので、監理体制は十分であると考え転用事業者としての工事管理を怠っていたとのことでした。

続いて、3番、敷地を囲うパネルを土中に埋めなかった理由につきましては、埋め込む予定でありましたが、〇〇〇〇の判断にてさびのおそれから埋め込まず施工された。現在は、手直しし、盛土にて埋め込みを完了しているとの回答です。

4番、既存のり面を含め、緑化による土砂流出措置を講じなかった理由については、貼り芝にてのり面保護を行う予定であったが、〇〇〇〇の都合にて後日行うこととし、貼り芝工事を残しながら一応工事竣工の区切りとしたが、その際、現場立会いでの竣工検査及び確認などは行わなかったということで、回答が来ております。

次の11ページをご覧ください。

5番、敷地内をアスファルトでやっていなかった理由につきましては、当初、農地転用申請時の事業計画では、車両転回広場及び道路部分をアスファルト舗装にする予定であったが、その内容等が計画立案した〇〇〇〇から全くいただけずに、引き継がれていなかったことにより、農地転用申請時の利用計画にそぐわない工事内容となってしまった。

6番、囲いの内側に設けるとしていた排水溝と、その流末の沈殿槽を設けなかった理由につきましては、当初、農地転用申請時の事業計画では、排水溝、グレーチング付と、その流末の沈殿槽を設ける予定であったが、その内容、図面等が計画立案した〇〇〇〇から〇〇〇〇に全く引き継がれておらず、未施工部分が発生してしまった。

7番、1番から6番に対する今後の対応及び当該地の用途につきましては、2月1日から3月31日までの間に上記3から6の工事を施工し、再度完了報告をさせていただくということで、今後の当該地の用途については、売却もしくは太陽光発電所の建設の方向で検討中とのことであるということです。

今後、保管搬出関連、利用計画、形状変更、権利の移動関係が生じることがあれば、農業委員会に対し事前に連絡をいたしますということで、回答をいただいております。

これについては、県のほうに先週郵送して提出しておりますので、県のほうから改めてこれに対する指導について、またご連絡があると思いますので、またの段階で皆様のほうにご連絡させていただきたいと思っております。

最後なんですけれども、フラフ燃料の搬入の件につきましては、改善計画書の中では、搬入した燃料の移動先については検討中で見つかっていないため、今現在、この簡易ネットで覆って飛散防止を図っておりますが、当初、今年の10月に伊達市の発電所へ移動させる予定でありましたが、発電所の工事の進捗状況により、来年の2月に伊達市の発電所へ移動させたいという話が年明けになってございました。

そもそも農地転用の工事が完了していないのに、転用地にフラフ燃料が搬入されているので至急フラフ燃料を撤去し、ほかの場所へすぐ移動させるよう改めてこの13ページの指導通知によりまして、〇〇〇〇に町農業委員会として通知したいと考えておりますので、ご確認よろしくお願ひしたいと思ひます。

当然、工事が完了していないのに燃料を搬入している時点で、そもそもおかしい話でございますので、そこもすぐ撤去してくださいということで、農業委員会としては指導のほう、直接指導していきたく思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、12月13日に、一応この件につきましては、町の住民防災課のほうでは、環境面から議員の皆様にも、私も同席させていただいたんですけども、この経過については、議員の皆様にも報告させていただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上、このようなことで13ページに記載のあったとおり、改めてまた指導通知書を提出させていただきたいと考えておりますので、ご確認、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（渋谷福重君） 今日には報告ということで、県にも通知を出してきたようなので、またそれは追って、連絡が来た段階で、皆様にご報告していくと、それでよろしいでしょうか。

○7番（八島富一君） 一流会社なんだか、二流か、三流か知らないけれども、〇〇〇〇がこの〇〇〇〇に凶面も何もやってねえでやれよなんて言っているこんなふざけた話はないから、今後も施工するなんていったって訳の分からないことだから、厳しくこれは監視しないと駄目だよ。

○事務局 はい。

○7番（八島富一君） 大体、全部丸投げしたからなんて、そんな理由づけあるわけないんだから。

○事務局 八島委員に言われたとき、本当にその上がこれだけの1億円近い金を使っていますので、こんな管理で分からなかったというのは本当に大きなところで、ずさんな管理で、回答の理由にはなっていないんですけども、これはまとめて県のほうでも厳しく、この件で指導を受けると思ひますので、あとは厳しく管理体制のほうをしていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（八島富一君） それと、この前また風吹いて吹っ飛んだの。それはシルバー人材センターの方大変だけれど、また頼まれて仕事あったからいいか悪いかは、それは余計なこと言うわけではないけれども、この風が強い中でまた吹っ飛んだら、また畑、田んぼを越えて集める

の大変なのでないかなと思うんだよ。だから、俺は見えないから何とも言わないけれども、シートをやったところをネットをやって、うんとおもしろをかんだらいけるけれども、シートを外してネットだけではまだあれなんでないのか、どういう網目でやっているんだか知らないけれども、そこら辺よく見てちょうだい。

○事務局 はい。

前回、吹っ飛んだのは、去年の暮れにブルーシートを外して、ネットをかぶせたときに、ちょっと敷地内の周りに飛散しまして、それが年末年始、風強かったものですから、それが吹き上げて、ネットの中からじゃなくて、施設内にちょっと散らばったやつが吹っ飛んだんですよ。なので、そこはもう今全部きれいに撤収させて、なるべくはなりませんので、そこも業者にはメンテナンス指導はしておりますので。

○7番（八島富一君） 畑、田んぼは、農地は拾ったようなんだけど、水路に入っていったものまでは拾わなかったんだよね。だから、それも指導してください。

○事務局 そうですね。当然、この改善ということの中で指導、側溝のやつも全部堆積しているのを取ってくださいという指導をいたしますので、そこも改めて堆積物については全部きれいにしてもらうように再度チェック、指導していきます。

○6番（斎藤紀次君） この件、だから、農業委員会がどこまで責任を負う問題なんだというのが大変な疑問なんです。大体、許可しているのは県だよ。農業委員会として、この件に関して出てきた資料で反対というか、許可しない、許可不相当と出されるような流れでもないわけです、書類段階で。我々が見せられた書類というのは、完全に許可相当としか出しようのないものなんです。だから、そのとおりの意見書出した。結局、だから工事を担当するその業者に対して我々農業委員会がどこまで立ち入れるんだという、そこまで責任を負わなくてはいけないのかということ、大変疑問な点なの。

たまたまこれは農地だったからこういう話になっているんだけど、当然、山林、雑地だって同じ問題が生じているわけでしょう。ただそこで、今だから、この不始末に対して、農業委員会が全面的に責任を負うような形の、要するに指導責任だね、指導責任を負うような何かイメージでこうなっているんだけど、ちょっと違うんじゃないのというのは思います。

これは、だからとにかく農業委員会だけの責任じゃなくて、責任が取りようがないのよ、農業委員会として、この業者はそこまで我々が指導することができるのかと言ったら、この問題に対して。権限もなければ、根拠がないのよ、ただその。

○事務局 一応、県のほうにも確認したんですけども、最終的に県のほうで許可を出してい

るので、県の範囲にはなるんですけれども、一応、町のほうの農業委員会としても、こういった許可申請いただいて、県のほうに上げているので、その段階で指導、あくまで指導というところで、限定でやってくださいということで、農業委員会の立場と言いますか、あくまでも指導というところで、権限はあるということです。

○6番（斎藤紀次君） 俺が言ったのは、そういう意味では権限はあるんだけど、指導は当然しなくちゃいけないし、やらなくちゃいけないんだけど、最終責任は負えないということ言ったわけだ、農業委員会としては。責任は負えない、指導はするけれども、責任は取れないし、負えないという問題だと思うんだよね。

○事務局 最後は当然、県のほうで、今、業者から回答を出してもらいまして、今県のほうに行っていますので、あと県のほうで最終的に業者に対して指導が来ますので、それで、もし業者が何もまだ、当然やらなかった、県のとおりにはやらなかったということになれば、今度、県のほうでいろいろ罰則なり、そういった方向に展開する形になりますのでということで、ご理解をお願いしております。

○6番（斎藤紀次君） 農業委員会でもあるんだけど、当然、町としての責任のほうが大変重いはずなんだ。町の利益ということの関係を考えても、だから、農業委員会だけで心配して云々の問題ではなくて、それは当然、町として対応すべき問題でもある。

○事務局 一応、町としても、今、住民防災課、環境面から述べる部分と一緒に、そちらのほうで町としても一緒に、議会のほうにも報告し、住民のほうへも報告していますし、町としてもきちんと対応を業者のほうに、あと、町のほうからも住民防災課のほうからもこの点について、環境面の面からやっぱり指導通知を行って、文書の回答を同じく1月10日付でいただいておりますので、

○6番（斎藤紀次君） 出しているのね、それを。

○事務局 はい。また、当然、同じく町からも指導を行っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○会長（渋谷福重君） この件については……。

○7番（八島富一君） もう1件。

このシルバー人材を町で頼んで、片づけてくれるのはいいんだけど、町の金を持ち出すというのを、持ち出しているんだか何だか分からないけれども、これは、あちらさ請求できるんだか、請求絶対取らないかは、町としてそんな損するようなことはできないんだから。

○事務局 去年被災した関係で、〇〇〇〇に何回も行ったんですけれども、至急片づけなさい

と。でもやはりこちらに人がいないので、向こうからの何で連れてこられないんだという話を何回もしたんですけれども、ちょっと難しい、訳の分からないことを言っているの、だったら、このシルバー人材センターあるので、こちらを使ってお願いして、やったらどうですかと話しましたら、〇〇〇〇さんでシルバーさん直接頼んでもらって、当然、費用は〇〇〇〇さんのほうで発注していますので、費用は〇〇〇〇さんの支払いになります。

○会長（渋谷福重君） 非常に反対。我々の想像しない方向になったというか。

今回の出された資料が我々は許可できない資料じゃないの。あのおりそっくりやってもらえば、何の問題もないやつね。それを途中で変えてしまったから、こういう問題になってしまったんだよ。そうすると、やっぱり何だいと言わなくちゃならないのは、やはり農業委員会なんだよね。農業委員会をそのとおりやってから、駄目なんだよと言うのは、その我々の最終責任ではないんだけど、今回については、県のほうでも許可を出してきて、ここに出してきたから、我々はこうですかと説明して紹介したわけだ。だから、県も困っているし、我々も困るんです。だから、これからもやはり続けて指導はしていけないと、しなくてはならないと思います。ある程度の形になるまで。それでいいんでしょう。

また、向こうのの回答を待ちながら、農業委員会としてはやっていくしかないよね。

○8番（佐藤浩信君） その前に搬入させないと伊達市で言っていますけれども大丈夫ですか。

○会長（渋谷福重君） それはそのときの話だね。それは伊達市は伊達市の話。

○8番（佐藤浩信君） 環境に対する配慮のデータも何も示されていないし、伊達市としてはあそこの営業は一切させないみたいな、搬入自体、車のあそこの通行も認めないみたいな話を聞いたんだけど、ましてやうちら、処理場のときに、乾燥させたあそこに発電所造って中の電力賄おうという計画があったのに、その環境汚染につながるからと言って、それを駄目にして運び出すことにしたじゃないですか、だから当然、あそこで燃やせば、ダイオキシンじゃないけれども、あの辺の果樹地帯とか、多少の影響は出てくる。そのデータも何も示されていない状態なので、ここのやつ10月にあっちに運んで燃やしますと言ったって、あちらは燃やさないんだし、またこれからますます長引くんじゃないかなと。

それで何か別なもの、その業種の人に聞いたら、仙台のところのあちらもパニックになってきて、どこかに運び出さなきゃいけないみたいな、これは仙台から運んできたやつらしいんだけど、あちら側もパニックっている状態らしいので、いろいろ大変だろうけれども、監視も大変だろうけれども、またまた持ち込むような段取りをしているんじゃないかなと、そんな気がするんだけど。

○会長（渋谷福重君） それは伊達市は伊達市で多分やっているはずなんだよ。

○8番（佐藤浩信君） 仙台の仙台港のあちらでもトラブっているらしいのよ。

○会長（渋谷福重君） そちらのばかり言うと、我々は我々のここに与えられたそういう問題をここで解決しているんだよ。ここから仙台のことも言えないし、伊達市のことも言えないから、そっちはそっちで、いろんなもんでもらって、やってもらうしかないです。

我々ここでやったことに関しては、やはり指導してやらないと。

○6番（斎藤紀次君） 農業委員会自体には何の責任もないと思いますので。

○会長（渋谷福重君） そうですよ。これから、このとおり施工してもらえばいいんです。それが一番。

そんなところでして、それでは別に、そのこととは別に農業委員会の方、また最適化推進委員のほうから何かありましたら。

○5番（佐久間久子君） いいですか。

○会長（渋谷福重君） はい。

○5番（佐久間久子君） 年末に最適化推進委員の人から多分通知、渡された農地パトロールの結果のやつで渡された人からのちょっと質問があつて、回答には耕作できないという返事を役場には出しましたと言ったんです。ただ、その後のその管理をどのようにしておけばいいですかというのを聞かれたんです。私としては、草を刈って、大木になっていけば、それを切ってもらって、まだ根っこがあれば、また切るからお金はかかるんですけども、全部起こしてもらって、自分としては草とか刈りやすい状態にしておいてもらうのが周りの畑の人にも影響がないから、そのようにしてもらえれば一番いいんですけれどもという答えは出したんです。

ただ、その持ち主にすれば、お金はかかることなんですけれども、ただ、そういうふうにしておけば、あとは借りたいという人がもう出てくるかもしれないしという話はしました。ただ、この最適化推進委員の人に、一言聞こうかなと思ったら、通知をはいと渡されて、じゃ、どうもと行かれたと言うので、事務局のほうでもしそういう声、これはできれば草を刈っておいたりという管理はしてほしいんですけれどもということを伝えてもらったほうが、周りの畑の人にも、何ていうのかな、影響がないというか、そこまではやはりちょっと事務局のほうでもやってほしいなと思います。

たまたま私がちょっと聞かれたので、そういう返事はしましたけれども、そうすればそのうちでも管理、草刈りとかしやすいしという、ただお金が発生するから、起こしたり何だりという、そこまではしなくてもいいのかなとは思うんですけれども、そういうのもちょっと、聞か

れる前に、やはりそういう方法がありますという、言ってもらわないと、ただうち辺りもそうですけれども、周りも柿の木伸び放題になっていて、どうしようもないとかというところがあるので、毎回毎回同じ農地パトロールしても、今回、前回もここはこうだったよねという回答しか来ないと思うのね。だから、やはり一言そこで必ず管理方法としては、大木だったら切ってもらっておいてもらわなくちゃいけないんですというふうに言ってもらったほうがいいのかなと思います。

あと、もう1点、いいですか。

何か大木戸の人なんですけれども、家の脇が耕作していないところがあって、自分の家は人を頼んで草刈りをしているんですけども、その隣は伸び放題伸びて、刈ってほしいなと言ったら、構わないでおいでくなんしょと言われたと。だから、そういうところもあるので、多分農地パトロールして、そこは必ず、多分緑とか、黄色とか、赤とかとはなっているはずなんですけれども、そういうところもちょっと最適化推進委員なり農業委員会を通して、指導というのをやればいいのかと思います。それも言われたんです、何とかしてほしいんですと。

その件は別々の人なんですけれども、やはり言われているので、それも事務局として、農業委員会、みんな話し合っただけでやってもらいたいと思います。

○事務局 分かりました。

○会長（渋谷福重君） その件について、結局自己管理だから、自己管理とはどういうものかということをお示ししておけばいいんじゃないの。我々自己管理というのは、自分で草を年に2回とか何とか、自己管理ということでしょう、結局自分の持っているんだから。

○5番（佐久間久子君） そうそう。

○会長（渋谷福重君） その部分を分かる人、分からない人あるかもしれない。だから、自己管理やると言っても、年寄りにはできないんだから、それはその人が貸すか、誰かに使わせる方向にいくしかないんだよね。ほかに何か知らせる、これをやっていけない人は、貸すような仕組み。

○事務局 次回から、今、佐久間委員さんおっしゃったように、その辺ちょっと念頭に置いて、その辺の説明と、農地パトロールしたところの緑とか、黄色のところを特に事務局でもチェックしまして、それをちょっと農業委員会さん、最適化推進委員さんのほうに言って、改めてもう少し分かりやすいようにちょっと今後説明させてやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） では、あとは何もないようですから、本総会を閉じます。
ありがとうございました。

午後2時41分閉会